

営業等所得・農業所得・不動産所得・譲渡所得のあるかたは
申告の際、次のことにご協力ください

営業等所得・農業所得

不動産所得があるかた

営業等所得、農業所得、不動産所得(小作料を含む)があると思われるかたには、申告書と一緒に収支内訳書をお送りしています。収支内訳書を作成のうえ、確認のための帳簿など関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。また、18年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られていない場合は、ご連絡ください。

農業所得を

簡易計算で申告するかた

作付面積が2ha未満の水稲農家(自家用畑の作付けがある場合を含む)の申告は、平均的な必要経費を織り込んだ所得率などにより、農業所得を計算することができます。「農業所得簡易計算」で申告するかたは、次のものを必ず持参してください。

- 「農業所得簡易計算の計算書」(作付面積、収穫量、自家消費分などを必ず記入してください)
- 農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など、収入金額が分かる書類
- 水稻共済金などや無事戻金を受け取ったかたは、金額が分かる書類

受け取り小作料(不動産所得になりません)、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの販売用の野菜や果樹を作付しているかたや、今まで農業所得を収支計算により申告しているかたは、簡易計算で申告できません。また、特殊な栽培をしている、大農具などを多く所有している、支払委託料が多いなど、必要経費が多額になるかたは、実情にあった申告となる収支計算をお勧めします。

簡易計算が廃止になります

平成20年度(19年1月~12月分)からの農業所得の申告は、『簡易計算』が廃止され、すべて『収支計算』による申告に変わります。今年1月から、出荷伝票などの収入金額が分かる書類や領収書などの経費が分かる書類を保存し、記帳するようにしてください。

譲渡所得があるかた

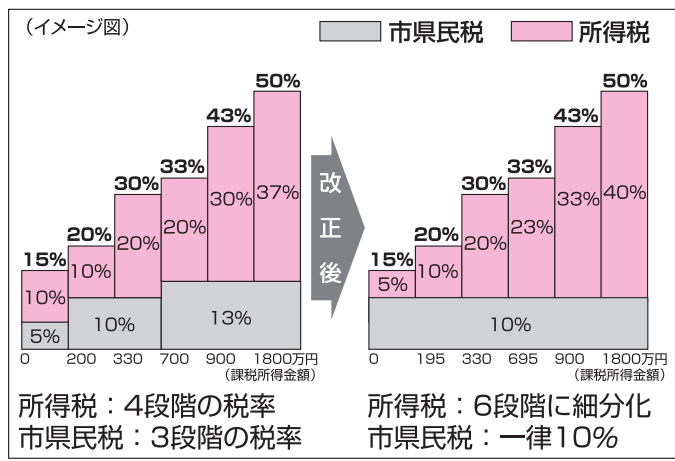
収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料になりますので、市県民税の申告相談時に申告をお願いします。譲渡所得・山林所得用の申告書は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

申告相談に持参するもの

- 申告書と印鑑
- 給与所得や公的年金の所得があるかたは、源泉徴収票
- 営業等・農業・不動産所得があるかたは、収支内訳書または農業所得簡易計算の計算書(記入してください)
- 帳簿、出荷証明書、領収書など
- 配当所得、雑所得、生命保険契約などの年金、シルバー人材センター会員の配分金など、一時所得(生命保険等の満期金など)があるかたは、支払通知書
- 18年中に支払った生命保険料や損害保険料の控除証明書
- 18年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の領収書、控除証明書
- 医療費控除を受けようとするかたは、18年中に支払った医療費の領収書(集計してください)、医療費を補てんする保険金や高額療養費の支払いを受けた場合は、その支払通知書
- その他、必要と思われる領収書や証明書など

税制改正がありました

65歳以上の非課税廃止(市県民税) 昭和15年1月2日以前に生れたかたで、合計所得が125万円以下の人に依る段階的非課税措置が、今年度で廃止になります。昨年度は市県民税の $\frac{2}{3}$ 相当額が控除されましたが、19年度は $\frac{1}{3}$ 相当額が控除され、20年度からは全額課税されます。定率減税の廃止(市県民税) 平成19年度(19年6月徴収分)から定率による税額控除が廃止となります。なお、所得税の定率控除廃止は、19年1月分からです。税率の変更(市県民税・所得税) 国から地方へ税源が移されるため、所得税と市県民税の税率が変わります。市県民税所得割の税率は、今まで5%、10%、13%の3段階でしたが、19年度から一律10%になります。ただし、市県民税が増えても所得税が減るため、(注)税負担は変わらないこととなります。(左図参照)



その他の改正もありますので、詳しくはお問い合わせください。

(注) 定率減税の廃止の影響や収入の増減などにより、税額が変わる場合もあります。